

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成28年10月17日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所 岡山地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 松田道別（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 江見健一（岡山地方裁判所刑事部判事）

検察官 中山大輔（岡山地方検察庁検事）

同 福井拓男（同）

弁護士 土居幸徳（岡山弁護士会所属）

同 鈴木大士（同）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 補充裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

4 議事概要

司会（松田裁判官）

本日は岡山地方裁判所において、裁判員又は補充裁判員を経験された方々の中から、8人の方にお越しいただきました。お忙しい中本当にありがとうございます。この意見交換会は、経験者の方からそれぞれ参加された事件を通じて、裁判員制度への御意見や御感想をお伺いしまして、裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、制度をより良いものとするために行われるものです。本日は忌憚のない御意見をお話しただいて、我々裁判所、そして検察庁、弁護士会にとりましても有意義な会になればと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

では、最初に本日の意見交換会に参加しております裁判官、検察官、弁護士から自己紹介をお願いします。

江見裁判官

今回の事件の中では1件、裁判長を務めさせていただきました。これまで多くの事件を経験させていただいて、裁判員の方々と意見交換をして、どの事件でも非常に貴重な経験をさせていただいたと思っております。本日も忌憚のない御意見を頂戴して、今後の糧とさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

中山検事

私は岡山地裁でのこの意見交換会に出席するのが4回目になろうかと思います。御承知のとおり、検察官は法廷ではお目にかかるのですが、裁判員の方と肉声で話し合う機会はほとんどありませんので、いつもこの意見交換会の結果を仕事に生かせるように心掛けております。本日も貴重な経験談をお聞かせいただけると期待して参りました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

福井検事

私は、今年の4月に岡山に来たばかりで、今回の事件の中では1件だけ担当しました。普段から裁判員裁判の経験者の方がどういうことを考えておられるのか興味もありますし、今後の裁判員制度をより良くしていきたいという思いもがございます。今日は楽しみにして参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

土居弁護士

私は、今回の事件の中で1件の裁判を担当しております。仕事柄、終わった裁判について、他の立場の方から御意見を伺う機会はないので、今回は非常に貴重な経験をさせていただきます。本日は遠慮のない御意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木弁護士

私は、今回の事件の中で1件の裁判を担当させていただきました。皆様の率直な御意見を伺って今後の弁護活動に役立てていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司会

まず、経験者の方々に、参加された裁判員裁判の全般的な感想や印象をお伺いしたいと思います。あわせて、裁判員裁判を経験する前と後で変わったことなどがありましたらそれについてもお話しいただければと思っております。

裁判が終わって、かなり時間が経っているものもございますので、経験者の方の記憶を取り戻していただくとともに、傍聴されている方にも事案を把握していただくため、最初に、私の方から、各事件の概要について簡単に御紹介をさせていただきます。

経験者1番と2番の方が関わられたのは、当時、16歳又は17歳の少年であった被告人が、知人から大麻を譲り受け、さらに、別の機会に路上に駐車中の自動車内で元交際相手であった被害者に対し、持っていたはさみで首を刺して殺害した後、被害者の財布から現金を盗み、その後、運転免許がないのに、その自動車を運転して被害者の死体を山道脇まで運んで遺棄したという殺人、大麻取締法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反、窃盗、死体遺棄、道路交通法違反という多数の事実で起訴された事件でした。

事実についてはおおむね争いはありませんでしたが、殺意について争われ、また、被告人が裁判時も19歳の少年であったということから、弁護人からは、保護処分が

相当だということで家庭裁判所への移送が申し立てられておまして、それに対して、検察官は刑事処分が相当だという主張でした。公判は5日間、評議が判決の日を合わせて3日間という日程でした。

検察官の求刑は、少年法が改正されて不定期刑の上限が上がった時期と重なっていましたので、懲役10年以上15年以下の不定期刑で、弁護人は、家庭裁判所への移送で、予備的に懲役4年以上8年以下の不定期刑という意見が述べられていました。結果として、殺意を認めた上で、懲役7年以上12年以下という不定期刑の判決となりました。

それでは、経験者1番の方から経験を踏まえた上での御意見や御感想、あわせて裁判員を経験される前と後で変わったことなどがあればお伺いできればと思います。

1番

こういう制度で、勉強しようと思って参加したのですが、我々が日常で経験しない世界を経験しました。また、それをもとに私の人生に照らし合わせて、こちらの方がかえって教訓を得たような気がします。あらゆる意味で勉強になりました。特に被告人が少年だったので、少年に対する教育や環境を、どういうふうに社会が受け止めて、我々がどう考えるべきか、社会の責任も含めてどういう判断をすべきかということについて、我がことも含めて考えさせられたということが、経験前と変わったことだと思います。

2番

裁判員制度は知っていましたが、まさか自分が選ばれるとは思っていませんでした。自分が実際に当たってみると、被告人席には座りたくないというイメージを一番に抱きました。人を裁くということに対して、私の経験、キャリアを含めてそんなに詳しくありませんので、人情的な立場でしか参加できませんでした。また、テレビ以外で法廷の場面を見たのは初めてでしたので、それはいい勉強になりました。

司会

新聞やテレビを見られるときなどに、裁判員を経験される前と後で変わった点などはありますか。

2番

これを審理していたときにちょうど少年の事件があり、テレビでよく報道されました。普段だったらテレビでちょっと見るだけですが、かなり詳しく見た記憶があります。

司会

3番の方が担当されたのは、被告人が下校途中の当時7歳の被害児童に声を掛けて資材置き場に連れ込んでわいせつな行為をしてけがを負わせたという強制わいせつ致傷の事件です。

事実自体には争いはなく、被告人が中等度の精神疾患の状態にあつてその状態が犯

行に影響を与えているということにも争いはありませんでした。その上で責任能力が争いとなり、検察官は完全責任能力、弁護人は心神耗弱という主張で、検察官は懲役4年を求刑し、弁護人は執行猶予付きの判決を求めるというものでした。公判は5日間、評議2日間を経て判決に至っています。結論は、心神耗弱を認めた上で、懲役3年、保護観察付きの執行猶予5年という判決になっております。

それでは、3番の方、お願いいたします。

3番

以前はニュースを見てもスルーしたりして、時間をかけて見るということはありませんでしたが、この裁判に参加してからは社会や裁判のニュースに興味を持つようになりました。

司会

4番の方が担当されたのは、寺の住職であった被告人が妻である被害者の後頭部を鉄塊で殴った上、近くの燃焼中の石油ストーブに灯油を振り掛けて放火し、寺の本堂等を全焼させるとともに、被害者を殺害した殺人、現住建造物等放火の事件です。

被告人が当時精神疾患に罹患していて、そのために心神耗弱であったことについては、検察官、弁護人ともに争いがなかった事案です。その上で、精神疾患の影響によって被告人に殺意があったかどうか、放火の故意があったかどうかという点が問題になっています。公判は4日間、評議2日間を経て判決に至っております。心神耗弱を前提に、検察官の求刑が懲役10年、弁護人の科刑意見が懲役5年以下というものでした。裁判所の判断は、殺人、放火の故意を認めた上で、心神耗弱として懲役9年という判決になっています。

それでは、4番の方、お願いいたします。

4番

争点が被告人の故意でしたが、結局、故意は認めたけれど求刑よりは刑期が軽くなりました。

司会

次に5番、6番、7番の方が担当されたのは、被告人が木造家屋に放火しようと考え、この家屋付近の地面に置いた紙片等に火を放ちましたが、近隣住民に消し止められて未遂に終わったという現住建造物等放火未遂の事件です。

事実自体にも、被告人が当時軽度から中等度の精神疾患があったということにも争いはなく、その状態が量刑上どの程度影響を与えたのか、ということが争点だったと聞いております。公判は3日間、評議が1日間で判決に至っています。検察官の求刑は懲役3年で、弁護人の科刑意見は執行猶予付きということでした。結論としては、懲役2年6月、保護観察付き執行猶予4年という判決になっております。

それでは、5番の方から経験を踏まえた上での御意見や御感想あるいは、裁判員を経験されて何か変わったところがあればお話いただければと思います。

5番

正直な意見として、私は弁護士を目指していたわけではないのですが、裁判員裁判に非常に興味を持っていました。裁判員は非常に貴重な体験だと思いますし、できる限り多くの人に経験してほしいと思います。自分の人生を振り返ってみると、どこかで間違いが起きるのではないかということを改めて裁判を経験して強く感じました。今回、被告人の人生を振り返って、いろんな人生があるなと感じました。いろいろな方に積極的に裁判員を経験していただいて、自分の人生を振り返っていただきたいと強く希望しております。被告人は、保護観察ということになりましたが、今後長い人生があると思いますので、是非前向きに生きていただきたいという強い希望を持ちました。一人でも多くの方に裁判員を経験していただいて、罪に対しての憎みや反省を経験していただきたいと思います。

6番

裁判員に選ばれて、最初は予備知識でもと思いましたが、何もできませんでした。私は、昔仕事をしていたときの会社は工学系で、現状認識について言われていました。今回の裁判に参加して、現状認識をしてから次に進むということをしつかりしないといけないと改めて強く感じました。私個人としては、年を取っていて頑固なこともあり、第一印象でかなり考えが固まり、最初の印象をなかなか変えることができませんでした。その点が私の人間的に弱いところだったかなと感じました。

7番

個人的に裁判員制度に懐疑的な部分がありまして、司法制度改革の中で導入されたわけですが、なぜ裁判員制度なのか、なぜこういう在り方なのかということが今一つ分からない部分があったのですが、そうした中で選ばれて、改めて裁判員制度のことを調べたら、法廷内で被告人の手錠を外す方法であるとか、マスコミの報道でも予断を形成しないようなガイドラインができていくということで、裁判員制度の意義について自分の中で納得することができました。補充裁判員を経験して変わったというより、裁判員制度を調べることで変わったので、あまり関係ないかもしれませんが、よく知ることができたということです。

司会

8番の方が担当されたのは、被告人が以前勤務していたコンビニエンスストアで、勤務中の従業員である被害者に背後から包丁を突き付けて現金を奪おうとしたが抵抗に遭ったため現金を奪えず、その際、被害者の手に包丁で切り傷を負わせ、また、その時に正当な理由なく包丁1本を携帯した強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案です。

この事件は事実に争いはなく、専ら量刑が問題になったところです。公判は2日半、評議1日程度を経て判決に至っています。検察官の求刑は懲役6年で、弁護人の科刑意見は懲役3年6月で、判決は懲役5年となっています。

それでは8番の方、お願いいたします。

8番

コンビニエンスストアの強盗事件は悪いことだと分かっているけど、全国では至るところで発生している状況です。被告人からいろいろお聞きすれば、情状酌量のところはたくさんありました。人が人を裁くなというのが我が家の家訓で、父親から人を裁くことはするなときつく言われていました。ですから、懇意にしている弁護士さんに話したら、人を裁くのではなく罪を裁くんだということで、頭のスイッチが切り替わって、法的にはその人の罪しか裁けないということ、自分の身を以て犯した罪を償っていく法律があるということを経験させていただきました。悪いことをしようと思って生まれてきた人は一人もいないわけで、成長する過程で心が弱いんだと、強い人はそういうところへ足を踏み入れないと思いました。

世間一般からいうと、警察、裁判所などは敷居が高いです。大手の企業については、裁判員裁判が実施された時点で、優先的に参加するような指示がされているようで、企業関係はバックアップしているのですが、なかなか浸透していないと。昨今は、呼出しにも応じない人が出てきていると聞いていますが、法律で決まっていることですので、参加する義務はあると思っています。

司会

続いて審理の分かりやすさについて話を進めていきたいと思います。

8番の方が参加された裁判は、犯罪事実には争いがなく、量刑が問題となった事案でした。その中で、コンビニエンスストアの従業員である被害者を法廷にお呼びすることができず、被害者の証人尋問を行うことができませんでした。その代り、被害者の供述調書を検察官が朗読する方法で証拠調べを行ったわけですが、そういう方法で証拠調べを行ったことについて、分かりやすかったのか、心証を取りづらかったのか、いろいろな御感想があると思いますので、御紹介していただければと思います。

8番

検察官がはっきり内容を伝えてくださったので、それについて過不足はありませんが、被害者の方の生の声が聞こえなかったのが残念だったという思いはあります。

司会

生の声があれば、より判断に役立った、ということでしょうか。

8番

そうです。

司会

5番から7番までの方が参加された現住建造物等放火未遂の裁判は、犯罪事実には争いはなく、量刑が問題となった事案でしたが、被告人が軽度から中等度の精神疾患を有していて、それが犯行に与えた程度が量刑を考慮する上での問題となって、起訴前の鑑定人と弁護人が請求した証人の二人の精神科医の尋問が行われたようです。また、

4番の方が参加された事件では、被告人が精神疾患に罹患していて心神耗弱の状態だったことには争いがなかったのですが、殺人と放火の故意が争われて、精神疾患によって自分の行為を認識する能力が落ちていたのではないか、あるいは無くなっていたのではないかということが問題になりました。この事件については、鑑定人尋問が行われていて、精神科医が当時の被告人の精神状態等について説明をしているという場面がありました。また、3番の方が参加された事件では、被告人が中等度の精神疾患の状態であって、これについても起訴前鑑定人の証人尋問が行われています。このようにいずれの事件でも専門家である精神科の医師が法廷で証言をして、被告人の精神疾患が犯行に与えた影響などの説明をしています。その内容等が分かりやすいものであったかどうか、分かりづらかった場合はどういったところが分かりづらかったのかという点を含めて御意見をいただければと思います。

7番

法廷では、精神科の先生が二人話されました。基本的に同じことをおっしゃっていたと思いますが、精神疾患という概念自体が難しい概念で、それをどう量刑に反映させればいいのかというのがかなり難しかったように思います。話自体は分かりやすかったと思いますが、概念が難しかったです。

司会

内容自体が難しかったということでしょうか。

7番

ざっくりとは説明してくれますが、概念として具体的に事件に反映し得るのかということになると、どこまでが精神疾患の影響なのかという意味で判断が難しいところでした。もっと時間をかけて説明をしていただければ分かるのですが、1時間や2時間ぐらいの説明ではちょっと分からないかなという印象がありました。

江見裁判官

この事件では精神疾患という難しい概念が出てきたということの他に、事件発生から裁判までに少し時間が経っていて、事件当時の被告人と、今、目の前にいる被告人とがかなり違っていました。当時の実際の精神状態がどのように犯行に影響したかということ目目の被告人が当時と全く状態が違うということで判断がしにくかったと思うのですが、その辺りはいかがでしたか。

7番

医師の話では、拘禁反応が出ているということで、基本的に弁護人とはそれなりに意思疎通ができていたのですが、検察官とは意思疎通が全くできていないような状態だったので、そうした被告人の精神状態で、法廷でお話を聞いても動機のコアの部分が分からないといった部分がありました。

6番

精神疾患の話ですが、裁判の中で弁護人、検察官、医師がいろいろ話されて、一応

分かったつもりではいますけど、精神疾患にある状態というのは理解できませんでした。私が理解できるのは、例えば今日は会社に行きたくないなど、ズルをしてなんとかしよう、という程度の精神疾患というか、そういうレベルのものは自分でも経験しているので理解できるのですが、それ以上のことはいくら説明されても、そうだなとうなずきはしますが、やっぱり理解できなかったのが正直なところです。

5番

私も今の意見に同感です。精神疾患について、どこまでを犯罪として扱うべきなのか、どこまでが病気のせいなのかというのは、非常に難しいな、というのを今回感じました。私も小学校の子どもたちについて関わっている事案がありまして、精神疾患を持った子供たちが増えていると聞いています。そういう裁判も増えていくでしょうし、今後、理解することが難しい時代になってくるのだろうと思っています。いろんな方とお付き合いする中で年齢の高い方でも精神疾患ではないかなと思う方も結構いらっしゃいますし、ひょっとして私もそうじゃないかなという思いもあったりして、やはり犯罪と疾患という問題はこれから非常に難しい時代に入っていくのではないかなという気がしますので、そういう面では我々も含めて勉強しなければいけないなと感じています。

江見裁判官

私自身もお三方と似たような感覚をもっています。言葉では分かるつもりだけれども、実体験として腑に落ちにくいタイプの精神疾患であったということで、精神状態について深く議論するのが難しい事件でした。その中で医師二人の話を聞いて、精神疾患という我々にとっても難しい概念が出てきながらも、被告人がなぜこういう犯行に及んだのかということに向けて議論できたこと、それ自体に得たものがあったのではないかと思います。

5番

全くおっしゃるとおりだと思います。

6番

精神疾患と精神疾患でないところとの線引きが非常に難しいと思っています。例えば殺人を犯す人でもなんらかの精神疾患が基本的にあると思うのです。その辺りの線引きが非常に難しいなと思っています。

司会

責任能力を争う事件や責任能力に争いがなくてもそれが量刑にどう影響するのか問題になっている事件が多くあります。日頃、我々裁判官、検察官、弁護人も同じだと思いますが、特に重要なのは精神疾患が犯行にどう影響を与えるのかを理解していただくのが法曹三者の役割だと思っています。それもあるべく分かりやすくするために、精神科医に説明してもらおうとともに、私が担当した事件でも医師に来てもらって、例えば精神疾患とは、というところから話をしてもらって、それがどう犯行に影響を

与えているかを説明してもらって、理解していただこうと努力はしているところですが、4番の方、分かりやすさという点から何か感想などはありますか。

4番

医師の説明でも、事件前の通院歴がないということと、事件後火事の影響で一酸化炭素中毒を起こして記憶が一部欠損していたということもあったので、犯行に及んだときの状況は医師でも分からないとおっしゃっていたので、説明を聞いても難しいと思いました。

司会

確かに、全く受診をしていない事件でしたので、直前の診療録などがあればもっと分かりやすい事件なのかなということと、記憶の欠如が少しあったので、分かりづらかったのかもしれません。では、3番さん、何か御感想等ありますでしょうか。

3番

判断能力を数字にするのは難しいところがあると思いましたが、評議でホワイトボードに書いて、生まれたときからその事件までに何があったかを把握して全体像をオープンにしたら、意外と見えてくるところもありました。

司会

数字とといいますか、完全責任能力か心神耗弱かというところは裁判官でも難しい境界線ではありますが、1番、2番の方が参加された事件は、犯行時が16歳又は17歳で、裁判時が19歳の少年の事件で、検察官は刑事処分が相当、弁護人は保護処分が相当で家庭裁判所に移送すべきだと主張していました。法廷では検察官、弁護人とも刑事処分か保護処分かどちらが相当であるか判断するポイントや保護処分の有効性や許容性について話をし、検察官は刑事処分が相当だという根拠を主張したと思いますし、また、弁護人はこういう根拠から保護処分が相当だという主張をしていたと思います。その内容の当否はさておき、そのような検察官と弁護人の主張や説明自体は分かりやすいものだったのか、それとも分かりづらいものだったのか、その辺りの御感想等ありましたらお話しいただければと思います。

2番

被告人が少年の事件だということで、少年鑑別所などは報道などで聞いていたのですが、それなりの罰を少年であっても受けるのだらうという認識でいたので、担当の方から法的なことを教えていただくうちに少年法というのは本当に甘いなと思いました。

司会

その辺りの検察官や弁護人の説明自体はどうでしたか。

2番

基礎的な知識を教えていただきましたので、よく分かりました。

1番

検察側、弁護側と立場が変わればさうだろうと納得できるような説明でしたし、我々が判断するための様々な材料は十分出していただけたと感じました。

司会

審理の分かりやすさについていろいろお伺いしたところですが、検察官、弁護人の方から立証活動等について、経験者の方に伺いたいことがありますか。

中山検事

検察官は、法廷では最初に冒頭陳述を行い、その後は証人尋問や被告人質問で様々な事を尋ね、最後に論告・求刑という手続を行います。これらの検察官の活動について、ここは直した方がいいという点や、あるいは良かった点などについて、率直な御意見をお伺いしたいと思います。

5番

検察官の説明は非常に分かりやすいものであったと思います。一方で、弁護人の方は、ただ言葉を羅列されているところもあり、その部分は少し理解しにくかったように感じました。ただ、二人いらっしやった検察官のうち、片方の方が不慣れであったようですが、裁判の本番ではプロである以上もう少しレベルの高い方に参加していただきたいなと感じました。

土居弁護士

殺人事件を担当する場合は、死体画像というものが出てきますが、そのまま裁判員の方に見ていただくのは精神的衝撃が大きいということで、画像を加工するケースが多いと聞いています。弁護人の仮説でいくと、死体のむごたらしい様子を見てしまうと、どうしても罪としては重い方向に振れてしまうから見ない方がよいという考え方をする方もいますし、一方の考え方としては、事実の全貌をきちんと理解した上で適切な判断をするべきであるというものもあるかと思います。

私の担当した案件は焼死体であり、画像は外形だけで中は白抜きの加工が施されていましたが、このケースでは、画像はこのとおりでよかったのか、それとも、精神的な衝撃を受けるかもしれないけれども死体を見ておくべきと思われるのかをお伺いしたいと思います。この案件を経験されていない方は、意見としてでも結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。

4番

画像にはかなり加工が施されていて、死体の状況が全く分からない状態だったので、それであれば死体を見なくてもよかったのではないかと思います。

司会

1番、2番の方の事件にも遺体があり、目の部分を隠すような形での写真をご覧になったと思うのですが、先ほどの弁護人の質問に対する意見や写真を見たことによる負担があったのかなどについて御紹介いただければと思います。

2番

個人差はあると思いますが、近頃はY o u T u b eなどでそのような画像を見る機会がよくあるので、私自身はそんなに違和感はありませんでした。私が担当したケースでは、目隠し程度の加工だったのですが、先ほどの例のように焼死体で全く見えなような加工が施してあるのであれば、出さない方がよいのではないかと思いますし、やはり、ありのままのものを見て、その上で審理するのが妥当だというように思います。その方が、下手に隠すよりはきちんとした審理ができると思います。

1 番

私も当時は見ましたが、今はもう忘れていく程度のことであり、人それぞれ受け取り方が違うので、見たい人は見ればいいし、見たくない人は見なければいいということだと思います。

司会

続きまして、裁判員として裁判員裁判に参加することへの負担感についてお伺いしたいと思います。お仕事や育児をしている方もいらっしゃいますし、そうでない方もいろいろな御予定があると思いますが、1 番、2 番、4 番の方の事件は証人の都合等で審理や評議の期間が3 週間にわたったという中で、職場や家庭での調整で御苦労なされた点や裁判の日程を月曜日から金曜日まで詰め込むというようなことやあるいは週に何日間かやるとか、より裁判員裁判に参加しやすい工夫についての御意見をお聞かせいただければと思います。

1 番

私も皆さんに裁判員になってもらうことを推奨するものですが、月の初めに決まって、中旬頃から始まるという状況では、社会で責任ある立場で仕事をしている方にとっては非常に難しいと思います。せめて1 か月前に裁判員になることが決まれば、職場で調整をして1 か月後、2 か月後に裁判員として行くことができると思います。それが我々のように突然決まると、仕事があつてできませんと、責任ある仕事をしている方であればあるほどそういう状況だと思います。裁判員を決めるスケジュールを考えていただきたいということと、職場によって理解ができる上司とそうでない上司がいると思います。この制度はこのような価値のある制度だという啓蒙的なことを上司に知らせるなどの工夫があつてしかるべきではないかと思います。まだまだ裁判員裁判制度に対しては一般の方は特別な感情を抱いていると思いますので、その辺りの工夫を十分していただきたいと思っています。

2 番

私の場合は時間的にゆとりがありましたので、日程的なものは苦になりませんでしたが、仕事を持っている方にはある程度負担がかかったと思います。かといって、決まった以上は義務ですので、参加していただけたらよいかと思います。

3 番

裁判員に決まった日に法廷に入るよりも次の日から法廷に入った方がいいと思いま

す。また、日程は詰めるだけ詰めて、早く終わった方がいいと思います。

司会

3番の方の事件は、月曜日に選任して火曜日から金曜日までというスケジュールでした。始まったら一気に終わった方がいいという感じでしょうか。

3番

はい。

4番

最終決定が裁判の始まる前日なのはどうかと思いました。いろいろ調整がつきにくいのではないかと思います。私は育児中で、一時預かりの保育園に預けていたので、予約を取る関係もあり、せめて1か月前に最終決定がされていてほしいと思いました。始まってからは精神的に苦痛な面もあるので、週に2日か3日がいいと思います。私が参加した事件はちょうどよいペースでやれたと思います。

5番

予定を早めに決めた方がよいというのは私も感じました。せめて1か月前には決めた方がよいと思います。私が御一緒した方もちょっと苦勞されていたようですので、その辺りは考えてあげるべきだと思いました。大きい企業では休暇もあるようですが、中小のところでは少ないようなので、中小に関しても少し啓蒙活動が必要だと思います。私は前向きに考えているつもりなので、法事があったか葬式があったら基本的には出るだろうという気持ちで今回も参加させていただきました。先ほど義務という言葉も出ましたが、ある面では大変ありがたい経験ですし、裁判員に選ばれることも本当に珍しいことなので、選ばれた方は是非喜んで参加していただきたいです。また、周りの方への啓蒙活動も必要ですし、私もしていきたいと強く思っています。

6番

私は、仕事面では全く障害はありませんでした。裁判所に行ったのは、火曜日、水曜日、木曜日でした。仕事の上で、月曜日と週末は忙しいということからその振り分けでよいと思うのですが、その分土曜日は会社に出て仕事をするだろうという負担は、実際ほとんどの方にあるのではないかと思います。今回私が担当した事件は、精神的負担は少なかったのですが、裁判員に選ばれたときから、精神的な負担は考えないようにしていました。また、守秘義務の関係もあるのですが、資料を持って帰らないように言われたのは精神的な負担を軽減するのに良かったと思います。

7番

精神的な負担に絞って言いますと、重大な刑事事件が裁判員裁判の対象ということで、どんな事件だろうかと、1年間、起きた事件などについて調べて非常に憂鬱になったりするので、そこが参加する人にとって心理的な障壁になっているのかなという気がしました。

8番

特にございませぬ。

司会

裁判所としても今一度、裁判員裁判制度をより広く知っていただく必要があると思います。1か月前と言いますと裁判官としてはその1か月の間に何か違うことが起きて来られなくなってしまうのではないかという心配もあるところですが、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、裁判員になられる方へのメッセージをお話しいただければと思います。

1番

実際にこういう立場になり、自分がどういうふうにかえたらいいのかとか、自分がそういうことを考えられる立場にある人間かといろいろ悩んだりもしましたが、実際には、いろいろな事例について紹介を受けて、だんだんと落ち着き先が分かってくるようになるということと、法の平等とかいう話になって、九州の裁判所と東京の裁判所が全く違う決め方をするにはできないということで、落ち着き先があるんだというふうか思ひまして、悩む必要はないのではないかなと思います。そういう判決に立ち会ったという程度で、それがまた勉強になったという感じで受け止めたらいいいのではないかと思ひました。

2番

そもそも選任されること自体が、本当に一生にあるかないかの確率で当たることだと思ひのですが、選ばれた以上は責任を持ってやり遂げるといふ形で、是非参加していただいて、今まで知らなかったことも随分勉強できますし、是非、選ばれた人には最後まで脱落しないで参加していただきたいと思ひます。

3番

やるかやらないかかえれば、やったほうがいいと思ひます。緊張するかもしれませんが、裁判官が結構サポートしてくれます。例え、自信のないときは下を向いていてもよいとか、言葉を一言一句聞き漏らさなくてもよいとか、録画しているのか後で見直すことができるかか言ってくれたのか、やったほうがいいと思ひます。

4番

やるか、やらないかか問われたら、是非ともやったほうがいいと思ひます。どの事件も刑期が短いと思ひるので、刑期にかんしてもう少しいろいろな方の意見が反映されるとよいと思ひます。

5番

私が担当した裁判では、刑期にかんしては、非常に納得させられたと思ひています。罪を憎んで人を憎まずではないですが、当然妥当なラインといふものは判決にあると思ひます。それがあまり厳しいといふのは、私はよい考え方ではないと思ひます。

裁判員の服装は何でもよいといふわれていますが、やはり裁判所で裁判員として法廷に座るのであれば、最低ラインの格好をしてほしいといふのが、私の個人的な意見で

す。

また、裁判員裁判というのは結構大きな犯罪が多いのに、傍聴人は法廷への出入りが自由というのは、裁判員自身としては怖いなという感じを受けました。

それから、刑務官の態度について、改善していただければと感じたことがありました。

是非皆さんにも裁判員をやってほしいと思いますし、私ももし2度目を選んでいただければ、またやってみたいという気持ちで一杯です。

6番

検察官と弁護人とでは立場が違うからかもしれませんが、極端な言い方をすると検察官の意見と弁護人の意見が真反対で、お互いにあるところばかり強調し過ぎるんです。これから裁判員をされる方はその辺りを疑うような格好で聞いてほしいと思います。

7番

裁判員裁判はよく義務だとみなさんおっしゃいます。裁判員をやる前は確かにすごく義務感があって、これは上の方で決まったことが下の方にきたような印象があるので仕方ないことだと思いますが、経験した上で言うと、司法の場に参加する権利として捉え直すことはできないかということ、経験しないと分からないことだとは思いますが、そう感じました。

8番

こういう体験や経験ができる、これも法に決められているわけですが、是非参加していただきたいと思います。また、それをバックアップするのは、社会であり会社なので、いくら個人が行きたいと思っても、会社がそういう態勢になっていなかったら難しいので、そういうバックアップを望みたいところです。

司会

ありがとうございました。最後に、この意見交換会に参加している裁判官、検察官、弁護士から今日の感想をいただきたいと思います。

土居弁護士

今日は貴重な御意見をありがとうございました。犯罪と障害という点について、裁判員の方の率直な思いを聞くことができ、大変参考になりました。

福井検事

本日は大変貴重な御意見をありがとうございました。お話を伺っていて、例えば精神疾患が犯罪に結びつく程度と言いますか、概念が難しいというお話しがあったりですとか、やはり検察官としては分かりやすい立証をこれからより一層心掛けなければいけないと思いました。

江見裁判官

貴重な御意見をありがとうございました。率直に御意見を聞かせていただいて、我々

としても一生懸命やっているつもりでも、その視点はなかったなと思う点がいくつかあったように思います。精神疾患に関する御意見であるとか、選任に関する御要望であるとか、私どももいろいろな事を考えながらこれがベストかなというやり方をしているつもりですが、こういった貴重な御意見を頂戴して、よりベターな運用ができないかというヒントをいただいたように思いますので、またこれから考えさせていただいて今後の運用につなげていければと思っています。どうもありがとうございます。

司会

本日はお忙しい中御参加いただきまして、長時間にわたり貴重な御意見をいただき本当に参考になりました。裁判所にとって耳の痛い御意見もありましたが、今日お伺いした事を前提に、広報の在り方等も含めていろいろ検討していきたいと思います。本当にありがとうございました。

総務課長（進行）

引き続き、報道関係者の方から経験者の方に質問していただきます。

記者A

1番、2番の方にお伺いします。2番の方がおっしゃったのですが、人情的な面での参加が主だったということ、また、1番の方が、判決に立ち会ったという程度だったというのが気になったのですが、というのは、そもそも御自分が裁判の中で、こう裁かれるべきだという御意見をはっきり持つことができたのかどうかというところを、改めてお伺いできたらと思います。

1番

意見は十分言わせてもらえました。どの判決を見ても微妙なところはありますので、それはいろいろな意見が出てくるのが通常だと思いますので、それは話をしました。

2番

やはり8人集まればそれぞれ感性も違いますので、刑を決めるときは個人的なものが出ると思います。しかし、いろいろ話してもらっているうちに、やはりこれぐらいが妥当だなというのは、出てくるものだと思いますし、また、そうでないといけないと思います。

記者B

特に3番の方にお聞きしたいのですが、性犯罪事案で被害者が若い方であるということで、事案の内容を正確に把握するために、事案の性質も含めて、性犯罪であるからこそなかなか言うことができなかつたりだとか、遠慮してしまつたりであるとか、量刑を考える上で支障になったということがあれば教えていただきたいと思います。

3番

支障はなかったです。

記者C

冒頭に、裁判所からもマスコミに対しても、予断偏見のないということがあったと思いますが、裁判員で担当された事件というのは、事前に事件の報道があったり、逮捕の段階での報道があったりしたと思いますが、そういったものが審理をしていく上で、何か影響を与えたとか感じる方はいらっしゃいますか。いらっしゃらなかったら構わないのですが、例えば、もちろん知っていたけれども、判断は別物として考えたなど何か御意見のある方がいらっしゃれば、是非御意見をお伺いしたいと思います。

1 番

私の場合は、裁判員に決まって、当時どういう事件かを全然知りませんでしたので、予断も偏見もなく、そういうものかなと思いました。たまたま私が知らなかったのかもしれないですが、あまり分からないです。

記者C

ちなみに、たまたまニュースなどを見て、その事件のことをよく知っていたとして、それで評議に入った場合、報道は報道として、自分の中で判断をする冷静さというのは確保できそうだったと思いますか。

1 番

その場合は分かりません。多分、相当予断と偏見を持ったと思います。

5 番

確かに前もって知っているのと知らないのとでは違うと思うのですが、私の場合はこの事件を全く存じ上げませんで、全くゼロからスタートしましたが、審理の終わりの方になりますと、結構客観的にいろいろなことが見え出したなど実感しております。ですから、おそらく最初は皆さん戸惑うことが多く、ひょっとしたら前もって知っていた方も、全く知らなかった方もおられたかもしれませんが、4日間、5日間皆さんとお話をしているうちに、やはり客観的にいろんな知識が入ってきて、最終的にはそれなりに判断できていたのではないかなと感じています。

記者C

補足ではないですが、7番の方がおっしゃったように、マスコミとしても予断と偏見がないようにした上で報道していますので、御理解いただけたらと思います。

記者B

今の御意見の中に、裁判員裁判を経験されて、ニュースや社会のことに興味を持つようになったとおっしゃられた方が何人かいらっしゃったと思います。御自身が裁判員として関わった後の判決のニュースや新聞などを読まれたと思いますが、裁判員として実際に携わった方で、かつ、通常の市民である方の目から見て、報道を見てこういうことも判決で伝えていければ良かったとか、逆にこういうことは書かなくても良かったのではないかなど、裁判員の目から見て特に感想をお持ちの方がいらっしゃればお聞きしたいと思います。

6 番

今回の事件のことではなく、報道一般の形で私が思っていることなのですが、日本語は非常に難しく、その辺りをもう少し分かりやすい、丁寧な日本語でしゃべってもらいたい、報道してもらいたいということです。例えば、一番最近思ったのが、反対している住民がこう言っていますと言ったときに、住民全部が反対しているのかというふうに思う人もいるわけです。ですから、その辺りが、最近私が報道で感じるのは日本語は難しいなど、何かうまい言い方はないのかな、というのをちょっと感じています。

総務課長（進行）

御自身が裁判員裁判を担当された事件で、報道されたのをご覧になって、それでこういうようなところも判決で伝えていければ良かったかなとか、報道に対して御意見をお持ちの方はいらっしゃらないですか。

5番

正直に申し上げまして、ずれがありまして、事件が起きて報道されてから裁判員裁判になるまでの時間が結構長いのではないかと思います。ですから、正直に言って、裁判の結果が出たときも報道はされるんでしょうが、あまりそこに関しては個人的にはこう決まったんだという程度で特別な感情はないです。それだけ客観的に見れるようになったのかなという気はするんですけども。

記者D

5番から7番までのどなたかに聞きたいのですが、精神疾患と犯罪のことで、精神疾患がどこまで犯罪に影響するのか線引きが難しかったとおっしゃっていたのですが、判断するために、どういう感覚を大事にしたかというところを守秘義務に関わらない範囲でお聞かせください。

5番

ニュアンスでお答えしますが、時間をかけて、精神疾患のもつ要素についていろいろとみんなで知識を出し合うというか、裁判官の説明とか、精神科の先生の話の聞いていると、やはりその中身を少しずつ全員が分かってきたという感じは受けました。それで、最終的に判決は落ち着くところに落ち着いた状況で判断できたと、記憶しています。

総務課長（進行）

それでは、記者の方からの質問は以上でございますので、以上を持ちまして、裁判員経験者との意見交換会を終了させていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。